



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 90/2018年6月号

発行日：2018年7月2日

関東では、史上最速で梅雨が明けたそうです。梅雨の間は、「ジメジメしたこの梅雨早く明けないかな」と言っておりましたが、明けたら明けたで、「この暑さが3か月以上続くとはたまらないなあ」と言い出す始末です。勝手なものです。夏ならではの楽しいことを想像して、テンション上げて行きたいものです。

なお、配信が遅れましたことをお詫び申し上げます。

I. 最新情報（2018年5月1日～2018年5月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 5月8日	公 開 草案	「監査基準の改訂について（公開草案）」の公表のお知らせ	平成30年5月8日（火）付けで、企業会計審議会から「監査基準の改訂について（公開草案）」が公表されておりますのでお知らせいたします。	意見募集期限は、平成30年6月6日（水）17時00分（必着）

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

仮想通貨の財務諸表監査における実務について

平成30年3月14日に「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が企業会計基準委員会より公表され、仮想通貨の会計処理及び当面の取扱いが明らかになった。そして、今般「仮想通貨交換業者の財務諸表に関する実務指針が日本公認会計士協会より公表され（平成30年6月29日）、実務における取扱いが明らかになった。これは、監査人が仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針であるが、一般企業が仮想通貨取引を行う際に、監査人がどのような視点でどのような資料を求めるのかにつき、参考に資すると思われる箇所につき、リストアップして提示してみたい。

1. 『II 4. リスク対応手続（1）内部統制の運用評価における留意事項』

仮想通貨取引に関する統制活動については、自動化された部分が多くITを利用した処理は一貫して行われるため、自動化された業務処理統制を理解し、デザイン・業務への適用運用の有効性の評価が重要で、またIT全般統制の有効性の評価も重要である。

2. 『II 4. リスク対応手続（2）会計処理の検討に関する留意事項』

新しい会計事象や取引が発生し、適用すべき会計基準等が明確でない場合が想定される。

→<<例>>自己発行の資金決済法に規定する仮想通貨は実務対応報告第5項から第15項における会計処理の対象外。

3. 『III 適用』

本実務指針は、2018年6月29日以降に行われる監査から適用される。

したがって、一般会社の仮想通貨取引に関する監査も、同時期から本実務指針を参考に行われることが想定される。

4. 『付録3 収益の発生に対応する実証手続の例示』

総勘定元帳と、交換業者の発行する取引データ(画面のハードコピー、ダウンロードした取引のCSVデータ等)、法定通貨の入出金記録は整合していなければならない。また、仮想通貨の全取引データを保存し、監査人に提出することが求められ、監査人は異常な取引がないか確かめることになる。

5. 『付録4 仮想通貨の存在性に対応する実証手続の例示』

帳簿上の仮想通貨残高と対応するアドレスの明細及び残高が整合していなければならない。

仮想通貨交換業者への確認状との一致が必要。取引する仮想通貨に関するハードフォーク(分岐)の状況を網羅的に把握しておく必要がある。期末日後、仮想通貨の存在性に疑義をもたらすような後発事象に留意する。

6. 『付録5 仮想通貨の評価に対応する実証手続の例示』

時価評価する仮想通貨につき、活発な市場が存在することを疎明する事実、すなわち、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所において十分な数量及び頻度で取引が行われていることを、データで提示することが求められるであろう。また、適用する時価につき、自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所のものであることを疎明する必要がある。また、活発な市場が存在しない仮想通貨について、処分見込価額について客観的な根拠が求められる(困難な場合にはゼロまたは備忘価額)。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703